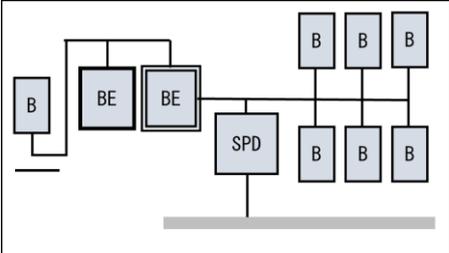
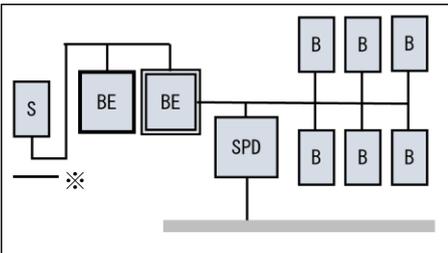


JWD-T33 EV 普通充電用電気設備の施工ガイドライン 第3版第2刷 正誤表

本技術資料において誤りがございました。以下の様に訂正させていただきます。
訂正箇所は正誤欄にある下線部となります。

JWD-T33	誤	正
<p>頁 60-3 関係法令 ・規則等</p>	<p>電気設備技術基準の解釈 第 171 条 (分岐回路の施設) 低圧屋内幹線から分岐して電気使用機械器具に至る低圧屋内電路は、次の各号により施設すること。 七. 第五号及び前号に規定する低圧屋内電路以外の低圧屋内電路は、次により施設すること。 イ 低圧屋内電路に施設する第一号の過電流遮断器の定格電流は、50A 以下であること。 ロ 低圧屋内電路に接続するコンセント並びにねじ込み接続器及びソケットは、171-1 表の左欄に掲げる低圧屋内電路の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるものであること。 ハ 低圧屋内配線は、171-2 表の左欄に掲げる低圧屋内電路の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる太さの軟銅線又はこれと同等以上の許容電流のあるものであること。</p>	<p>電気設備技術基準の解釈 第 149 条 (低圧分岐回路等の施設) 低圧分岐回路には、次の各号により過電流遮断器及び開閉器を施設すること。 2 低圧分岐回路は、次の各号により施設すること。 一 第二号及び第三号に規定するものを除き、次によること。 イ 第1項第一号の規定により施設する過電流遮断器の定格電流は、50A 以下であること。 ロ 電線は、太さが 149-1 表の中欄に規定する値の軟銅線若しくはこれと同等以上の許容電流のあるもの又は太さが同表の右欄に規定する値以上の MI ケーブルであること。 (ハ 略) ニ 低圧分岐回路に接続する、コンセント又はねじ込み接続器若しくはソケットは、149-3 表に規定するものであること。</p>
<p>頁 60-4 4 行目</p>	<p>(二 ~ 四 略)</p>	<p>(二 ~ 五 略)</p>
<p>頁 60-5 19 行目 22 行目</p>	<p>〔内線規程〕 3605-5 分岐回路の電線太さ (対応省令；第 56、57、59、条) (解釈 171)</p>	<p>〔内線規程〕 3605-5 分岐回路の電線太さ (対応省令；第 56、57、59、63 条) (解釈 149)</p>
<p>頁 60-7 〔注 2〕 3 行目</p>	<p>社団法人日本配線器具工業会「EV 普通充電用電気設備の施工ガイドライン」を参考に作成したもの。</p>	<p>(一社) 日本配線システム工業会「EV 普通充電用電気設備の施工ガイドライン」、(一社) 電動車両用電力供給システム協議会「<u>電動自動車用充放電システムガイドライン</u>」を参考に作成したもの。</p>

	誤	正
頁 60-7 12 行目 24 行目 28 行目	<p>3597-2 対地電圧 (対応省令:第 56 条)</p> <p>1. <u>電気自動車用普通充電回路に電気を供給する電路の対地電圧は、1300-1 (対地電圧の制限)の規定によること。(解釈 143)</u></p> <p>3597-3 一般用電気工作物である需要場所において、充電設備と電気自動車等とを接続する電路 <u>充電設備と電気自動車等とを接続する電路は、次に適合するものであること。</u> (解釈 199 の 2) <u>(ア) 充電部分が露出しない</u> <u>(イ) 電路に地絡を生じたときに</u></p> <p>3597-4 分岐開閉器からコンセントまでの配線 (対応省令:第・・10、<u>1</u>、15、56、59、64 条)</p>	<p>3597-2 対地電圧 (対応省令:第 56 条)</p> <p>1. <u>屋内配線の対地電圧は、1300-1 (電路の対地電圧の制限)の規定によること。(解釈 143)</u></p> <p>3597-3 一般用電気工作物である需要場所において、充電設備と電気自動車等とを接続する電路 <u>充電設備と電気自動車等とを接続する電路は、次に適合するものであること。</u> (解釈 199 の 2) <u>① 充電部分が露出しない</u> <u>② 電路に地絡を生じたときに</u></p> <p>3597-4 分岐開閉器からコンセントまでの配線 (対応省令:第・・10、<u>11</u>、15、56、59、64 条)</p>
頁 60-14 ※2 1 行目 ※2 3 行目	<p><u>電力事業者</u>の約款などにより</p> <p>事前に<u>電力事業者</u>との協議</p>	<p><u>小売電気事業者</u>の約款などにより</p> <p>事前に<u>一般送配電事業者</u>との協議</p>
頁 60-19 表 5-3 説明欄 一段目	<p><u>電気事業者</u>の計量器類。</p>	<p><u>一般送配電事業者</u>の計量器類。</p>
頁 60-21 表 5-4 施行上の留意点欄	<p>・<u>①C</u>の場合、既設分電盤に SPD が無い場合、新たに SPD の設置が必要となる</p>	<p>・<u>①D</u>の場合、既設分電盤に SPD が無い場合、新たに SPD の設置が必要となる</p>
頁 60-22 表 5-4 ①E 配線図		 <p>※B を S (契約主開閉器^(※12)) に訂正</p>

	誤	正
頁 60-22 表 5-4 ①F 配線図		<p>※B を S (契約主開閉器^(※12)) に訂正</p>
頁 60-25 表 5-5 ③B 配線図		<p>※B を BE (引込口装置) に訂正</p>
頁 60-30 ※22 2 行目 ※22 5 行目	現状では電力事業者との個別協議 所管する電力事業者との個別協議	現状では一般送配電事業者との個別協議 所管する一般送配電事業者との個別協議
頁 60-30 方式 A 配線図		<p>※D 種接地と 6kW EV 充電用スタンド間の接地接続線を追加</p>

2023年（令和 5年）2月 8日

一般社団法人 日本配線システム工業会

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4
第11村上ビル4階

電 話 東京 (03)5640-1611

F A X 東京 (03)5640-1613